

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第10、議案第9号、多度津町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第10号、多度津町工場等誘致条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを、提案説明の都合上、一括議題と致します。

政策企画課長、岡部君

政策企画課長（岡部 登）

おはようございます。

議案第9号、多度津町企業立地の促進等による、地域における産業集積の形成、及び活性化に関する法律、第10条、第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例（案）の制定について、につきまして、提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、昨年3月に標記の条例を制定いたしました。町内に所在する工場立地法における特定工場及び、多度津山、町有地にも準則を適用させるため、第3条の表中、区域の範囲に、各区域を追加する改正でございます。

4ページの新旧対照表をお開きください。

第3条の表中、左側下線部の区域の範囲として、大字南鴨字糺の内200番1、桜川二丁目の内甲174番2他、大字葛原字八幡の内1642番、1655番、字平田の内1845番7他、大字桃山の内227番1、大字青木字転石の内951番7、大字東白方字奥谷の内22番7、38番19を追加するものでございます。

2ページをご覧ください。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第9号、多度津町企業立地の促進等による、地域における産業集積の形成及び、活性化に関する法律第10条、第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明とさせていただきます。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第10号 多度津町工場等誘致条例の一部を改正する条例（案）の制定について、提案説明をさせていただきます。

本条例は、本町における工場の立地を支援し、産業の活性化及び、雇用機会の拡大を図ることを目的として制定いたしておりました。

今回の改正は、適用工場として指定を受けるための、「面積要件」及び「雇用者数要件」等が、近隣市町と比較して厳しいために、適用要件を緩和し、町内への工場の新設・移転を促すために改正しようとするものです。

主な改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

3ページをお開きください。

まず、本条例の適用範囲を明確にするために、「工場等」の字句を全て「工場」に改めるものでございます。

次に第1条中、「本町における産業」を「産業」に改めるものでございます。

続きまして、第2条第1項第1号「土地建物、機械装置、工具等を設備し、常時従業員を使用して製造を行う施設の事業に供する設備をいう。」を「製品を製造又は加工する目的のために土地、建物、設備、労働力等を合理的に配置した場所をいう。」に改めるものでございます。

また、同項第3号中に「不動産登記簿上の」の字句を追加し、取得土地の面積要件として「5,000㎡」を「3,000㎡」に改めるものでございます。

4ページをお開きください。

第3条中、適用工場指定の雇用者要件を、「15人を超えることとなり」を「5人以上であり」に改めるものでございます。

次に、第4条として、見出しを「指定の期間」とし、条文に「前条に定める適用工場としての指定期間は、指定を受けた日から3年間とする。」を加えるものでございます。

それに伴いまして「第4条」を「第5条」とし、以降、1条ずつ繰り下げとなる条ずれを整備いたします。

また、旧第4条第1項中、「前条」を「第3条」に改め、「予算の範囲内で」を削除し、同条第2項中、取得土地奨励金交付の処理期間を「30日」から「90日」に改めるものでございます。

5ページをお開きください。

旧第7条第2項の「取得土地奨励金決定通知書（様式第1号）」及び、同条第3項の「取得土地奨励金請求書（様式第2号）」の交付事務関係を、その他、必要な事項を定めております、「多度津町工場誘致条例施行規則」に振り替えるため、第2項及び第3項を削除するものでございます。

2ページをご覧ください。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第10号、多度津町工場等誘致条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明とさせていただきます。

議案第9号、議案第10号について一括して提案説明をさせていただきました。

よろしくご審議の程を賜りますようお願い申し上げます。